

# 産業と社会のパラダイムシフト

## シェアリングエコノミーとは

株葵経営コンサルタント 中島 和人

「シェアリングエコノミー」という言葉をご存じでしょうか。政府※<sub>1</sub>主催のシェアリングエコノミー検討会議の報告書では、ITの利活用環境の変化（特にスマートフォンの普及）に伴い登場した、「個人等が保有する活用可能な資産等（スキルや時間等の無形のものを含む。）を、インターネット上のマッチングプラットフォームを介して他の個人等も利用可能とする経済活性化活動」と定義し、その特徴を資本を投下した者が提供するサービス（B to C）ではなく、不特定多数の個人間の取引（C to C）や本業として追加資本を投下していない者によるサービス提供を基本としていることと述べています。

この報告書では、住宅を活用した宿泊サービスを提供する民泊サービスや、一般のドライバーの自家用車に相乗りし目的地まで移動するサービス、個人の所有するモノを利用するサービスや、個人の専門的なスキルを空き時間に提供するサービス、空いている駐車スペースを利用するサービス等、様々なサービスが登場していると紹介しています。代表的な企業として米国の「民泊」サービスを仲介するAirbnb（エアビーアンドビー）や、スマホアプリを使ったタクシー配車サービスのUbar（ウーバー）がありご存じの方も多いのではないのでしょうか。

また報告書では、「シェアリングエコノミー」の発展で期待される効果として、活性化されていない個人の資産や能力の市場化を

促すことから「一億総活躍社会の実現」。従来型サービスとは違った低廉で新しいサービスを個人等が提供することから「新しい体験の提供と経済成長への貢献」。既存のリソースの効率的な活用に途を開くことから「資源の効率的な活用」。そして先端的な情報通信技術（IoT、AI、ビッグデータ、ブロックチェーン関連技術等）の活用と相まった新たなソリューションや付加価値の創造につながる「イノベーションの創出」。などを挙げています。

他の論者※<sub>2</sub>によると企業側が注目すべきなのはクラウドソーシングです。これは組織内ではなく社外のスキルや資金を活用する方法で、たとえば新規プロジェクトで、自社が保有していないスキルが必要になった時や、一時的に人手が不足した際、外部のそのジャンルに卓越した個人に業務を外注するという一方で、自社で遂行するより短期間で高いクオリティの成果を見込むものです。

報告書では、シェアリングエコノミーの登場は「我が国の産業と社会においてパラダイムシフトが起こりつつある。」とまで表現しています。まだ日本ではサービスの認知も利用も少なく、既存の業法規制との調整や安全性をどう確保するかといった課題も少なくありません。しかし情報収集を行い自社事業への活用を考慮すべきテーマと考えます。

※<sub>1</sub> 内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室

※<sub>2</sub> シェアリングエコノミーラボ <http://sharing-economy-lab.jp/share-business-service> 参照

# 人工知能（AI）と自動運転（1）

株式会社コスモシステム 佐藤 修

人工知能（AI）の応用は確実に、しかも爆発的に広がっています。2010年にはIBMのAI「ワトソン」がクイズ番組でクイズ王に勝利し、2016年にはグーグルの囲碁AI「AlphaGo」が世界最強と言われるプロ棋士に勝利しています。

そして今、AIは命を預かる機械にも入りこもうとしています。この**技術的かつ倫理的な難題**に挑んでいるのが、自動運転システムの開発者たちです。

日本でも自動車メーカー各社がしのぎを削っていますが、アメリカの電気自動車メーカーのテスラモーターズはAI支援の自動運転機能「オートパイロット」を搭載し、高速道路などの限られた環境で、すでに公道を走っています。更に**2016年1月**、国土交通省の承認を受け、日本でも公道での利用が可能となり、日本の自動運転社会が幕を開けました。

オートパイロットは、米国道路交通安全局（NHTSA）および日本の国土交通省が定義する自動運転のレベル2に相当します。運転の監視・操縦はドライバーが行い、責任はあくまでドライバーが負います。

自動運転のレベル内容は以下の通りです。

## ・レベル0

自動車の操縦はドライバーが行います。システムは短い車間距離に対する警告など、センサーからの情報をブザー等によってドライバーに警告するなどの段階です。

## ・レベル1

安全運転支援システム。自動車の操縦はドライバーが行うものの、加速・操舵・制動のいずれかをシステムが補助的に行うことができる段階です。自動ブレーキ機能もこれに含まれます。

## ・レベル2

準自動走行システム（高度運転支援システム）のうち、自動車の操縦はドライバーが行うものの、加速・操舵・制動のうち複数を同時にシステムが行うことができる段階です。

## ・レベル3

準自動走行システム（高度運転支援システム）のうち、加速・操舵・制動のすべてをシステムが行い、システムの要請に応じてドライバーが操縦対応する段階です。

## ・レベル4

完全自動走行システム。加速・操舵・制動のすべてをシステムが行い、ドライバーは関与しない段階です（無人運転車／ドライバーレスカー）。

完全自動走行システムの実現に向けての取り組みは、技術面ではAIが自分自身で学習する「**深層学習（ディープラーニング）**」がキーワードとなり、倫理面では人間の生死を左右する判断が必要になる場面があるため、AIの「**モラルジレンマ**」がキーワードになります。

これらについては次号にてご紹介します。

# 同一労働同一賃金

弁護士 長谷川 留美子

日本においては、パートタイマーや有期契約労働者などの非正規雇用労働者の賃金水準は、正社員（正規雇用労働者）と比べて低い状況にあります。企業にとっては、人件費の節約のために、非正規雇用労働者を雇うことがよくあることと思います。

しかし、現在、国は、「同一労働同一賃金」の実現を目指す方向にあります。

まず、「パートタイム労働法（短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律）」では、

① 事業主が、短時間労働者の待遇を、同じ事業所に雇用される通常の労働者の待遇と差をつける場合においては、その差は、次の事情を考慮して、不合理と認められるものであってはならない。

ア 労働者の業務の内容及びその業務に伴う責任の程度

イ その職務の内容及び配置の変更の範囲

ウ その他の事情

② 事業主は、職務の内容がその事業所に雇用される通常の労働者と同一の短時間労働者であって、その事業所における慣行その他の事情からみて、事業主との雇用関係が終了するまでの全期間において、その職務の内容及び配置が通常の労働者の職務の内容及び配置の変更の範囲と同一の範囲で変更されると見込まれるものについては、短時間労働者であることを理由として、賃金の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用その他の待遇に

ついて、差別的取扱いをしてはならない。とされています。

次に、「労働契約法」においては、有期労働契約を締結している労働者と、同一の使用人と期間の定めのない労働契約を締結している労働者とでは、期間の定めがあることによる労働条件の相違は、前記アイウと同様の事情を考慮して、不合理と認められるものであってはならない、とされています。

何が不合理な待遇差にあたるか否かについては、昨年末に、厚生労働省がガイドライン案を出しています。

ところで、昨年、定年後に有期労働契約で再雇用された労働者の賃金について、定年前の無期契約労働者との間の相異が不合理であるとする判決が出されて物議をかもしましたが、その判決は高等裁判所で覆され、定年後継続雇用者の賃金が定年時より2割前後減額になっていることが不合理であるとは認められない、とされました。他方で、運送会社の有期契約ドライバーと無期契約のドライバーについて、住宅手当、皆勤手当の取扱いの相異は不合理でないが、無事故手当、作業手当、給食手当、通勤手当の取扱いの相異は不合理である、との判決も出ています。

パートや有期契約で労働者を雇い入れている事業者においては、前記アイウの事情を考慮した、同一労働同一賃金への配慮が必要です。

(随想)

## 東芝の赤字決算問題を考える

センター会長 杉浦 正康

電機メーカーの超大手である東芝が連日のようにメディアで報道されています。一昨年の7月ごろにも「不適切会計」（いわゆる粉飾決算）という表現でやはり大騒ぎをされたことがありました。しかし今回はもっと深刻で会社の存続にかかわる重大な問題です。

昨年末の状況は「債務超過」状態だったということで、まさに倒産企業の部類に入るような話なのです。その決算数値発表をめぐる監査法人との間で了解がとれないため予定した日には発表できず1か月程度延期するということです。

大きな赤字の原因は「米国の原子力事業をめぐる三つの誤算」にありそれによって7, 125億円もの膨大な損失を計上することになったというのですからビックリです。会長・社長以下多くの「優秀な」役員がそろっている大企業で三つも重大な誤算をしたと恥ずかしげもなく発表している姿にはこちらが暗澹たる気持ちになってしまいます。結局その責任は事業を統括する立場だった会長が2月15日付で辞任するだけで済ましてしまうのです。天下の東芝でここまで緊張感を失った経営がなされていたとはオドロキとしか言いようがありません。しかし少し前のことですが、やはり三菱自動車という超大型企業（三菱重工）の系列大企業で、日産自動車のゴーン社長に頭を下げてその傘下に降った例がありましたので、どうやら日本の大企業ではこの種の経営者がごろごろ居るらしいことが推察され

ます。

企業は今や社会的な公器とも言える存在になっていますので社会的責任も大きくこれほどまでに緊張感を欠いた経営者が存在することは許されなくなっているはずです。われわれ中小企業の場合を思い起こせば直ちに分かるように、即時退場を余儀なくされますし、それにとどまらずほとんどの場合個人保証に基づく債務を負担させられ生きていくのがやっとなところまで追いつめられるのです。大企業の役員の場合は個人保証はさせられませんし、ほとんどはその地位を失うだけで済んでしまうのですから中小企業経営者との格差は比較にならないほど大きいということになります。

結局東芝は年度末の時点で1,500億円程度の債務超過になりますので、東京証券取引所の規定では株式の上場が現在の東証1部から東証2部に変更され、1年後に解消されなければ上場廃止になる可能性があるということですから容易なことではありません。従ってなりふり構わず対策をとり債務超過にだけはならないようにしようと必死です。

アメリカのトランプ政権の対日経済政策が極めてシビアになることが予想されますので、国内のこのような情けない状態をいち早く克服しなければなりません。東芝の例を反面教師とし、杜撰な経営を排し、緊張感をもって隙のない万全な体制のもと健全経営を確立するよう大小の別なく頑張りたいものです。

## 康友会ゴルフ同好会

### 第262回 例会成績

平成29年1月24日(火)

東名古屋カントリークラブ

他参加者 荒井 栄児、三輪 厚雄、  
長谷川 弘憲、古田 益三

(順不同・敬称略)

順位	氏名
優勝	足立 文夫
準優勝	橋本 浩宗
3 位	杉浦 康晴

#### <次回開催>

平成29年4月11日(火)  
ナガシマカントリークラブ

## 3月、4月の税務・労務



### 3月の税務・労務

- 10日◇源泉所得税の納付  
住民税特別徴収額の納付
- 15日◇平成28年分所得税の確定申告、  
確定損失申告書の提出及び納付  
◇平成28年分所得税の総収入金  
額報告書の提出  
◇所得税の青色申告の承認申請  
◇確定所得税額の延納の届出  
◇贈与税の確定申告及び納付  
◇国外財産調書の提出  
◇個人住民税の申告  
◇個人事業税の申告  
◇個人の事業所税の申告及び納付
- 31日◇個人事業者の消費税・地方消費  
税の確定申告及び納付  
◇平成29年1月決算法人の確定  
申告、7月決算法人の中間申告、  
4月・7月・10月決算法人の  
消費税中間申告(400万円超)  
◇平成29年1月決算法人の事業  
所税申告及び納付

### 4月の税務・労務

- 3日◇土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦  
覧期間の開始(公示による)
- 10日◇源泉所得税の納付  
◇住民税特別徴収額の納付
- 17日◇給与支払報告に係る給与所得者  
異動届出書の提出
- 20日◇土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦  
覧期間の終了(公示による)
- 5月1日◇平成29年2月決算法人の確定  
申告、8月決算法人の中間申告、  
5月・8月・11月決算法人の  
消費税中間申告(400万円超)  
◇公共法人等の住民税均等割の申  
告及び納付  
◇固定資産税及び都市計画税第1  
期分の納付  
◇軽自動車税の納付  
◇平成29年2月決算法人の事業  
所税申告及び納付



# ご案内

● 康友会からのお知らせ

【無料法律相談日(予約制)】

平成29年 3月 21日 (火)  
 平成29年 4月 19日 (水)  
 平成29年 5月 15日 (月)  
 弁護士 長谷川 留美子

● センターからのお知らせ

【無料よろず相談日(予約制)】

平成29年 3月 21日 (火)

職員ふるさと紹介 ～近川純那 編～

富山県 



富山県には散居村という特徴のある集落があり、建物が密集していないので、空が広く見えます。立山連峰を望むこともでき、県民は「今日山綺麗やね～」と日頃から親しんでいます。

☆表紙の写真募集☆ 

葵総合経営センターではセンターだよりの表紙に掲載する作品を募集しています。

撮影された写真はもとより、陶芸や生け花 絵画など様々な作品を募集しております。(こちらから撮影に伺うことも可能です。)

自薦他薦は問いません。ご応募はお気軽に担当者、右記の電話番号へご連絡ください。

◎休日のお知らせ

3 月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

4 月						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						

★ 税務・労務・経営・法律に関することなら 専門家が何でもご相談に応じます。

● 税務相談

税 理 士 杉浦 康晴  
 税 理 士 杉浦 正康  
 税 理 士 古田 益三

● 労務相談

特定社会保険労務士 杉浦 玲子  
 特定社会保険労務士 都築 玲香  
 社会保険労務士 松原 里美

● 法人関係手続相談

行 政 書 士 加藤 紀男

● ライフプランの相談

ファイナンシャルプランナー(CFP) 二村 晃司

● 医療・介護経営相談

医療経営コンサルタント 中島 和人

● 相続相談

相続診断士 横尾 泰幸

● 法律相談

弁 護 士 長谷川 留美子

上記についてのお申し込みお問い合わせは  
 葵総合経営センター TEL (052) 331-1740 総務まで



葵総合経営センター・康友会ニュース

『広報委員会』

早川 毅 石川雅恵 中島和人 加藤紀男  
 都築玲香 関井千里 田中裕佳梨 松谷麻美

長久手市にイオンがオープンしました。今年の11月には日進市にイトーヨーカ堂をキータナントとする大型ショッピングセンター「アリオ」がオープンの予定で、東海地方には初出店となるそうです。近くの住民としては、便利になるのは良いことなのですが、渋滞等による日常生活への影響がどの程度になるのか、気になるところです。

加藤 紀男